



2016年度第3号 2016年12月19日

島根大学職員組合広報部

内線 (9)2198, ダイヤルイン 0852-32-6407

E-mail shimane-uu@soc.shimane-u.ac.jp<http://sula0043.soc.shimane-u.ac.jp/kumiai/kumiai.html>

2016年度の組合ニュース第3号をお届けいたします。第3号は、配偶者手当の減額とそれについての意見集約のお知らせ、です。

配偶者手当の減額について意見をお寄せ下さい

島根大学は2017年4月から扶養手当の改訂をしようとしています。その内容は、配偶者手当を現行の13,000円から6,500円（教授の場合は3,500円）に減額し、子どもへの手当を現行の6,500円から10,000円へと引き上げるものです。

この改訂に対して島根大学職員組合は、「不利益となる扶養手当の減額を行わないこと」を求めて、11月15日に団体交渉を行いました。しかし大学側は扶養手当の改定により、支給総額は増加しているとし、財政逼迫と人事院勧告準拠の方針から、不利益変更であることも認めませんでした。

組合としては、配偶者手当の減額により不利益をこうむる職員の家計を重視する立場から、こうした扶養手当の改訂を認めることはできません。

添付した「扶養手当制度変更による影響試算」の①のように、「配偶者のみ」の場合では、2018年度からは年間で94,900円の減額、教授の場合には2019年度から年間で138,700円の大幅な減額となります。島根大学は、これを不利益と認めず、強行しようとしています。

以下の島根大学の人事労務課によるシミュレーションのように、2019年度で減額者と増額者の比率は3:5となります。しかし、子どもの場合、成長により扶養手当から離れます。そのため長期的に見れば、多くの家計が不利益をこうむることになります。

島根大学職員組合では、今回の扶養手当の改訂には、以下の2つの大きな問題があると考えます。

1. 改訂により多大の不利益をこうむる職員が存在するため、不利益変更である。
2. 改訂により多大の不利益をこうむる職員がいるのに、大学がその内容を説明しようとしません。

特に2については、例えば教授（教育職（一）俸給表5級）を、一般職（一）俸給表8級相当とすることについて、2016年12月1日に過半数代表がメールを意見募集のメールを流しただけで、職員に対する具体的な説明は、職員組合を含めて全くなされていません。このように大学の構成員への説明が全く不十分です。

そもそも、今次の人事院勧告での扶養手当の改定は、安倍首相による人事院総裁への要請が引き金です。そして民間労働法制においても厚労省に「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」が置かれ、この検討会による本年4月の報告書では「配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれる」とされています。

○「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」報告書の概要

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11201000-Roudoukijunkyoku-Soumuka/0000120863_3.pdf

この報告書では、同時に配偶者手当の見直しにあたっては「①ニーズの把握など従業員の納得性を高める取組、②労使の丁寧な話し合い・合意、③賃金原資総額の維持、④必要な経過措置、⑤決定後の新制度についての丁寧な説明」が求められています。

これまでの島根大学の改訂への態度は、こうした最低限の基準すら満たすものでは有りません。

今次の配偶者手当の減額に対する皆さんのご意見を、島根大学職員組合（E-mail：shimane-uu@soc.shimane-u.ac.jp）に寄せて下さい。それは組合が、大学当局と交渉する際の大きな力となります。どうかよろしくお願いいたします。

【資料】

島根大学人事労務課試算扶養手当シミュレーション(H28.12.7集成)

職員区分	H29年度		H30年度		H32年度	
	減額者数	増額者数	減額者数	増額者数	減額者数	増額者数
教育職員	187	190	193	298	223	269
一般職員	43	82	55	89	55	89
医療職員	20	169	31	173	31	173
病院診療職員	13	19	14	24	14	24
役員	3		3		3	
合計	266	460	296	584	326	555

※各年度の数値は扶養手当全体の支給額がH28年度と比較して、減額又は増額となった者の人数

※H28.10時点の扶養手当を支給されている者を基に試算

※H32年度は一般職(一)俸給表8級相当に教育職(一)俸給表5級を含めて試算

※扶養手当の支給額については、人事院勧告に基づき、下表のとおりとした。

支給額(円)	配偶者	子	配偶者・子以外
H28年度	13,000	6,500	6,500
H29年度	10,000	8,000	6,500
H30年度	6,500	10,000	6,500
H32年度	6,500	10,000	6,500

ただし、H31年度以降の一般職(一)俸給表8級相当は子以外は3,500円

扶養手当制度変更による影響試算（モデルケース）

当該地域の地域手当支給率 (d) 0%

①配偶者のみ

	扶養手当月額 (配偶者)	扶養手当月額 (子)※1	扶養手当月額 (父母等)	扶養手当 月額合計 (a)	月例給の扶 養手当合計 (a*12)=b	期末手当の 扶養手当分 合計 (a*2.6)=c	年間 扶養手当額 b+c	地域手当への 跳ね返り額 (年間) (b+c)*d	扶養手当改定 による年収増 減 (16年度比)
～2016年度	13,000	0	0	13,000	156,000	33,800	189,800	0	
2017年度	10,000	0	0	10,000	120,000	26,000	146,000	0	-43,800
2018年度～	6,500	0	0	6,500	78,000	16,900	94,900	0	-94,900
2019年度～ (教授等のみ)	3,500	0	0	3,500	42,000	9,100	51,100	0	-138,700

②配偶者＋子ども１人

	扶養手当月額 (配偶者)	扶養手当月額 (子)※1	扶養手当月額 (父母等)	扶養手当 月額合計 (a)	月例給の扶 養手当合計 (a*12)=b	期末手当の 扶養手当分 合計 (a*2.6)=c	年間 扶養手当額 b+c	地域手当への 跳ね返り額 (年間) (b+c)*d	扶養手当改定 による年収増 減 (16年度比)
～2016年度	13,000	6,500	0	19,500	234,000	50,700	284,700	0	
2017年度	10,000	8,000	0	18,000	216,000	46,800	262,800	0	-21,900
2018年度～	6,500	10,000	0	16,500	198,000	42,900	240,900	0	-43,800
2019年度～ (教授等のみ)	3,500	10,000	0	13,500	162,000	35,100	197,100	0	-87,600

③配偶者＋子ども２人

	扶養手当月額 (配偶者)	扶養手当月額 (子)※1	扶養手当月額 (父母等)	扶養手当 月額合計 (a)	月例給の扶 養手当合計 (a*12)=b	期末手当の 扶養手当分 合計 (a*2.6)=c	年間 扶養手当額 b+c	地域手当への 跳ね返り額 (年間) (b+c)*d	扶養手当改定 による年収増 減 (16年度比)
～2016年度	13,000	13,000	0	26,000	312,000	67,600	379,600	0	
2017年度	10,000	16,000	0	26,000	312,000	67,600	379,600	0	0
2018年度～	6,500	20,000	0	26,500	318,000	68,900	386,900	0	7,300
2019年度～ (教授等のみ)	3,500	20,000	0	23,500	282,000	61,100	343,100	0	-36,500

④配偶者＋子ども３人

	扶養手当月額 (配偶者)	扶養手当月額 (子)※1	扶養手当月額 (父母等)	扶養手当 月額合計 (a)	月例給の扶 養手当合計 (a*12)=b	期末手当の 扶養手当分 合計 (a*2.6)=c	年間 扶養手当額 b+c	地域手当への 跳ね返り額 (年間) (b+c)*d	扶養手当改定 による年収増 減 (16年度比)
～2016年度	13,000	19,500	0	32,500	390,000	84,500	474,500	0	
2017年度	10,000	24,000	0	34,000	408,000	88,400	496,400	0	21,900
2018年度～	6,500	30,000	0	36,500	438,000	94,900	532,900	0	58,400
2019年度～ (教授等のみ)	3,500	30,000	0	33,500	402,000	87,100	489,100	0	14,600

⑤子ども１人のみ（配偶者は扶養対象外）

	扶養手当月額 (配偶者)	扶養手当月額 (子)※1	扶養手当月額 (父母等)	扶養手当 月額合計 (a)	月例給の扶 養手当合計 (a*12)=b	期末手当の 扶養手当分 合計 (a*2.6)=c	年間 扶養手当額 b+c	地域手当への 跳ね返り額 (年間) (b+c)*d	扶養手当改定 による年収増 減 (16年度比)
～2016年度	0	6,500	0	6,500	78,000	16,900	94,900	0	
2017年度	0	8,000	0	8,000	96,000	20,800	116,800	0	21,900
2018年度～	0	10,000	0	10,000	120,000	26,000	146,000	0	51,100
2019年度～ (教授等のみ)	0	10,000	0	10,000	120,000	26,000	146,000	0	51,100

⑥子ども２人のみ（配偶者は扶養対象外）

	扶養手当月額 (配偶者)	扶養手当月額 (子)※1	扶養手当月額 (父母等)	扶養手当 月額合計 (a)	月例給の扶 養手当合計 (a*12)=b	期末手当の 扶養手当分 合計 (a*2.6)=c	年間 扶養手当額 b+c	地域手当への 跳ね返り額 (年間) (b+c)*d	扶養手当改定 による年収増 減 (16年度比)
～2016年度	0	13,000	0	13,000	156,000	33,800	189,800	0	
2017年度	0	16,000	0	16,000	192,000	41,600	233,600	0	43,800
2018年度～	0	20,000	0	20,000	240,000	52,000	292,000	0	102,200
2019年度～ (教授等のみ)	0	20,000	0	20,000	240,000	52,000	292,000	0	102,200

⑦子ども３人のみ（配偶者は扶養対象外）

	扶養手当月額 (配偶者)	扶養手当月額 (子)※1	扶養手当月額 (父母等)	扶養手当 月額合計 (a)	月例給の扶 養手当合計 (a*12)=b	期末手当の 扶養手当分 合計 (a*2.6)=c	年間 扶養手当額 b+c	地域手当への 跳ね返り額 (年間) (b+c)*d	扶養手当改定 による年収増 減 (16年度比)
～2016年度	0	19,500	0	19,500	234,000	50,700	284,700	0	
2017年度	0	24,000	0	24,000	288,000	62,400	350,400	0	65,700
2018年度～	0	30,000	0	30,000	360,000	78,000	438,000	0	153,300
2019年度～ (教授等のみ)	0	30,000	0	30,000	360,000	78,000	438,000	0	153,300

⑧子ども1人のみ（配偶者がいない）									
	扶養手当月額 (配偶者)	扶養手当月額 (子)※1	扶養手当月額 (父母等)	扶養手当 月額合計(a)	月例給の扶 養手当合計 (a*12)=b	期末手当の 扶養手当分 合計 (a*2.6)=c	年間 扶養手当額 b+c	地域手当への 跳ね返し額 (年間) (b+c)*d	扶養手当改定 による年収増 減 (16年度比)
～2016年度	0	11,000	0	11,000	132,000	28,600	160,600	0	
2017年度	0	10,000	0	10,000	120,000	26,000	146,000	0	-14,600
2018年度～	0	10,000	0	10,000	120,000	26,000	146,000	0	-14,600
2019年度～ (教授等のみ)	0	10,000	0	10,000	120,000	26,000	146,000	0	-14,600
⑨子ども2人のみ（配偶者がいない）									
	扶養手当月額 (配偶者)	扶養手当月額 (子)※1	扶養手当月額 (父母等)	扶養手当 月額合計(a)	月例給の扶 養手当合計 (a*12)=b	期末手当の 扶養手当分 合計 (a*2.6)=c	年間 扶養手当額 b+c	地域手当への 跳ね返し額 (年間) (b+c)*d	扶養手当改定 による年収増 減 (16年度比)
～2016年度	0	17,500	0	17,500	210,000	45,500	255,500	0	
2017年度	0	18,000	0	18,000	216,000	46,800	262,800	0	7,300
2018年度～	0	20,000	0	20,000	240,000	52,000	292,000	0	36,500
2019年度～ (教授等のみ)	0	20,000	0	20,000	240,000	52,000	292,000	0	36,500
⑩子ども3人のみ（配偶者がいない）									
	扶養手当月額 (配偶者)	扶養手当月額 (子)※1	扶養手当月額 (父母等)	扶養手当 月額合計(a)	月例給の扶 養手当合計 (a*12)=b	期末手当の 扶養手当分 合計 (a*2.6)=c	年間 扶養手当額 b+c	地域手当への 跳ね返し額 (年間) (b+c)*d	扶養手当改定 による年収増 減 (16年度比)
～2016年度	0	24,000	0	24,000	288,000	62,400	350,400	0	
2017年度	0	26,000	0	26,000	312,000	67,600	379,600	0	29,200
2018年度～	0	30,000	0	30,000	360,000	78,000	438,000	0	87,600
2019年度～ (教授等のみ)	0	30,000	0	30,000	360,000	78,000	438,000	0	87,600
⑪配偶者+父母2人									
	扶養手当月額 (配偶者)	扶養手当月額 (子)※1	扶養手当月額 (父母等)	扶養手当 月額合計(a)	月例給の扶 養手当合計 (a*12)=b	期末手当の 扶養手当分 合計 (a*2.6)=c	年間 扶養手当額 b+c	地域手当への 跳ね返し額 (年間) (b+c)*d	扶養手当改定 による年収増 減 (16年度比)
～2016年度	13,000	0	13,000	26,000	312,000	67,600	379,600	0	
2017年度	10,000	0	13,000	23,000	276,000	59,800	335,800	0	-43,800
2018年度～	6,500	0	13,000	19,500	234,000	50,700	284,700	0	-94,900
2019年度～ (教授等のみ)	3,500	0	7,000	10,500	126,000	27,300	153,300	0	-226,300
⑫父母2人のみ（配偶者は扶養対象外）									
	扶養手当月額 (配偶者)	扶養手当月額 (子)※1	扶養手当月額 (父母等)	扶養手当 月額合計(a)	月例給の扶 養手当合計 (a*12)=b	期末手当の 扶養手当分 合計 (a*2.6)=c	年間 扶養手当額 b+c	地域手当への 跳ね返し額 (年間) (b+c)*d	扶養手当改定 による年収増 減 (16年度比)
～2016年度	0	0	13,000	13,000	156,000	33,800	189,800	0	
2017年度	0	0	13,000	13,000	156,000	33,800	189,800	0	0
2018年度～	0	0	13,000	13,000	156,000	33,800	189,800	0	0
2019年度～ (教授等のみ)	0	0	7,000	7,000	84,000	18,200	102,200	0	-87,600
⑬父母2人のみ（配偶者がいない）									
	扶養手当月額 (配偶者)	扶養手当月額 (子)※1	扶養手当月額 (父母等)	扶養手当 月額合計(a)	月例給の扶 養手当合計 (a*12)=b	期末手当の 扶養手当分 合計 (a*2.6)=c	年間 扶養手当額 b+c	地域手当への 跳ね返し額 (年間) (b+c)*d	扶養手当改定 による年収増 減 (16年度比)
～2016年度	0	0	17,500	17,500	210,000	45,500	255,500	0	
2017年度	0	0	15,500	15,500	186,000	40,300	226,300	0	-29,200
2018年度～	0	0	13,000	13,000	156,000	33,800	189,800	0	-65,700
2019年度～ (教授等のみ)	0	0	7,000	7,000	84,000	18,200	102,200	0	-153,300